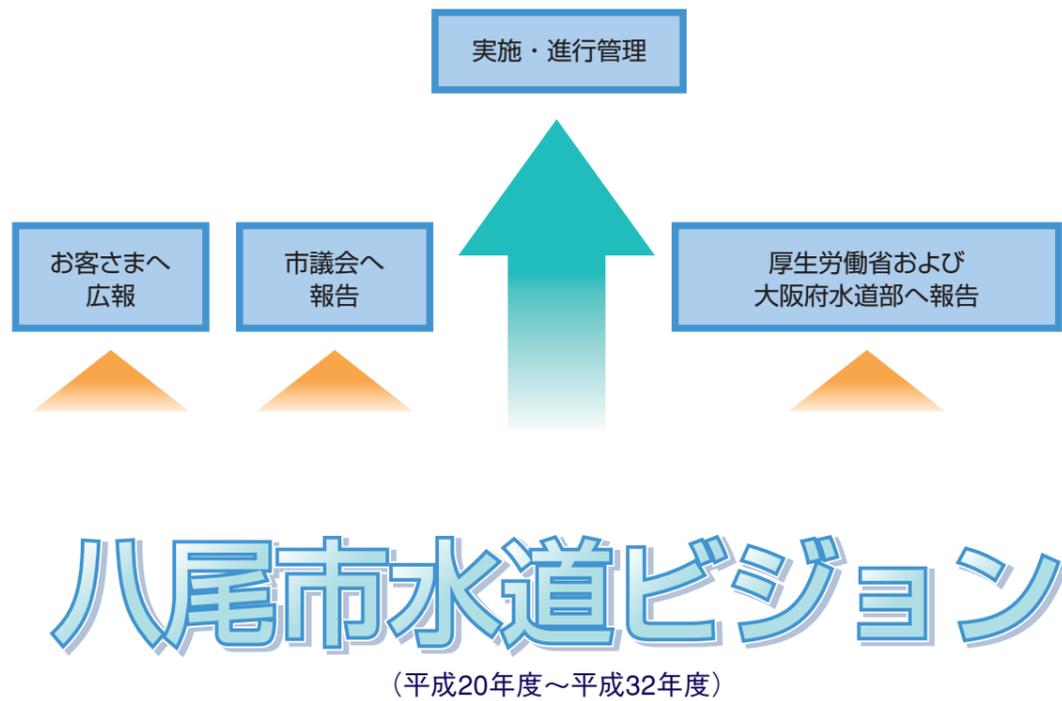
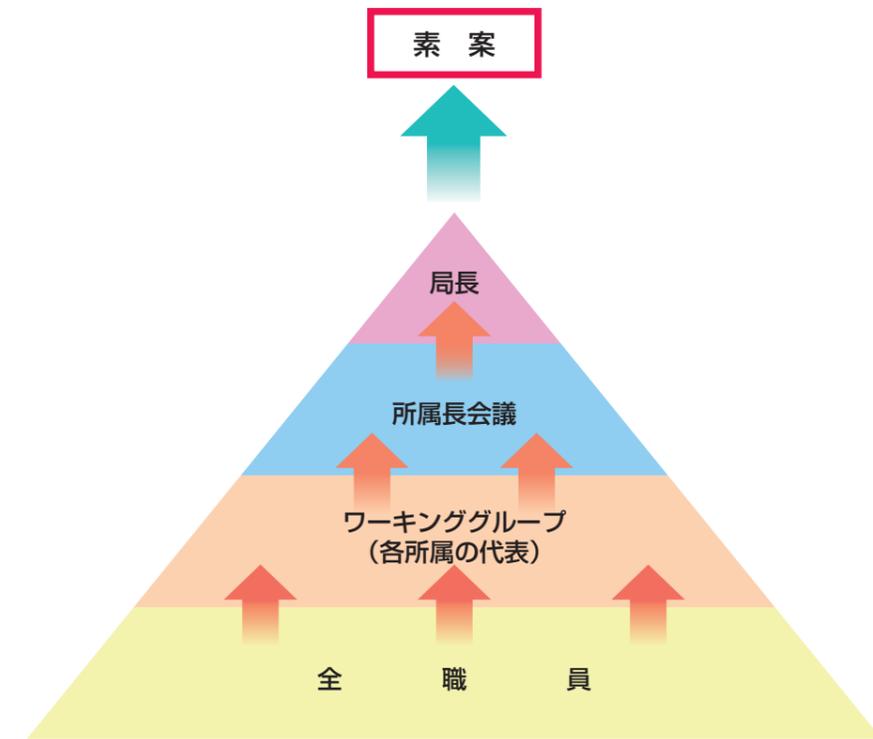


4 八尾市水道ビジョン
策定の経過

1 八尾市水道ビジョン策定の流れ

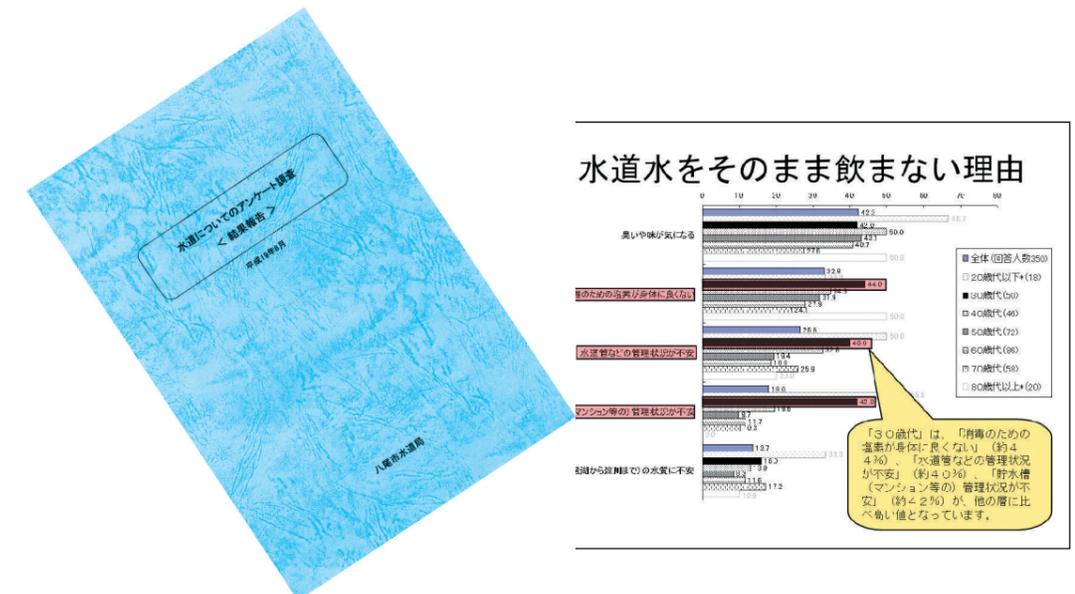
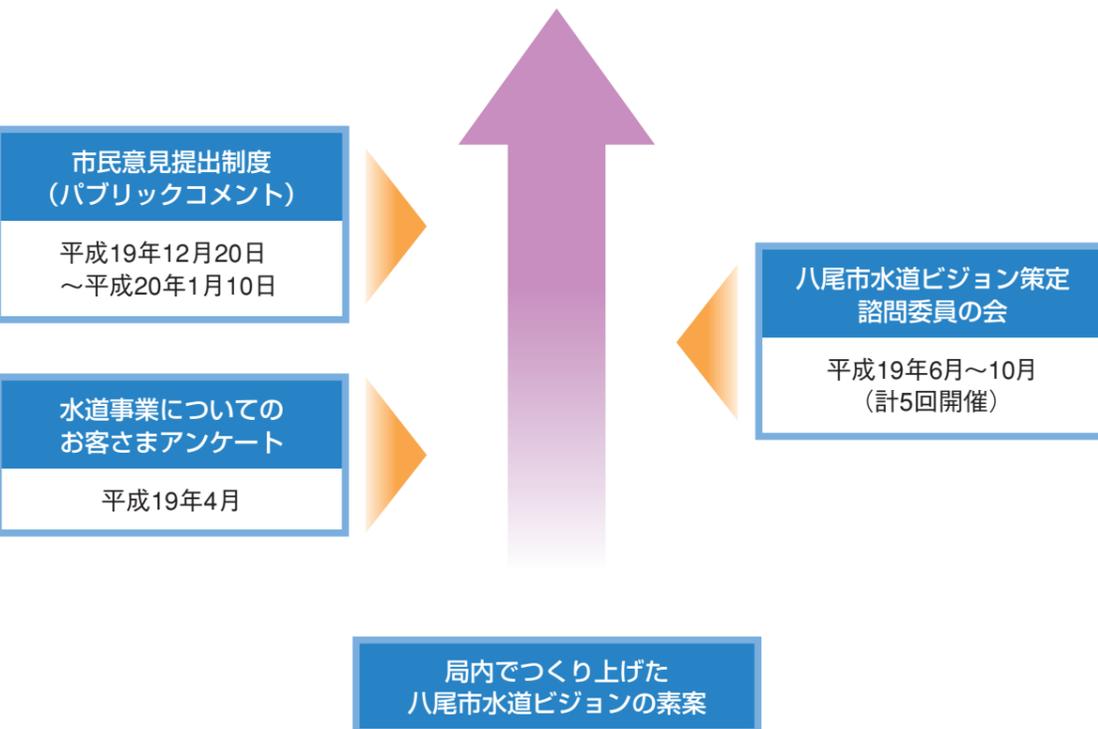


2 八尾市水道ビジョンの策定組織体制(局内)



3 お客さまアンケート

八尾市水道ビジョンの策定にあたっては、水道契約者1,000人を対象にしたお客さまアンケートを行いました。アンケート結果は、八尾市水道ビジョン策定作業において常に貴重な参考資料として活用しました。また、八尾市水道ビジョン策定諮問委員の会(次ページ参照)における会議の基礎資料としました。



4 八尾市水道ビジョン策定諮問委員の会

平成19年6月、「八尾市水道ビジョン策定諮問委員の会」（以下「諮問委員の会」といいます。）を設置し、計画策定作業の段階から学識経験者や各方面からの市民代表に参画していただきました。

（敬称略）

要綱該当号	委員氏名	委員の号別名称	所属団体等
1号委員 （座長）	久 隆浩	学識経験者	近畿大学工学部 社会環境工学科 教授（工学博士）
1号委員 （副座長）	嶋津 治希	学識経験者	近畿大学工学部 社会環境工学科 講師（工学博士）
2号委員	今川 和明	八尾商工会議所代表	豊国製油株式会社 代表取締役社長
3号委員	中西 勝晴	自治振興委員会代表	八尾市自治振興委員会 副会長
4号委員	鈴江 孝則	八尾地区労働組合協議会代表	東洋アルミニウム労働組合 中央執行委員長
5号委員	齊藤 立子	八尾市女性団体連合会代表	八尾市女性団体連合会 平成18年度消費問題研究会 会計
6号委員	佐藤 道代	平成18年度 八尾市水道モニター経験者	平成18年度水道モニター
6号委員	藤井 菊造	平成18年度 八尾市水道モニター経験者	平成18年度水道モニター
7号委員	清原 完次	一般公募による市民	KES環境審査主幹審査委員
7号委員	嶋田 哲夫	一般公募による市民	平成18年度やお未来創造会議 委員

八尾市水道事業管理者（職務代理者水道局長）が、第1回会議において諮問委員の会に対し、八尾市水道事業の今後の課題やあるべき姿に関する水道局の素案について諮問しました。諮問委員の会においては、5回にわたって議論が進められ、最終日（答申日）には諮問委員の会としての意見を詳しく述べた答申書が水道事業管理者（職務代理者水道局長）に提出されました。水道局では、この答申書を貴重な参考意見として取り扱い、八尾市水道ビジョンに最大限反映させました。なお、答申書、議事録、配布資料等の公開も同時に行いました。

諮問委員の会	開催日（平成19年）
第1回	6月22日（金）
第2回	7月11日（水）
第3回	8月 8日（水）
第4回	9月 7日（金）
第5回	10月 9日（火）
答申日	10月25日（木）



●活発な議論を展開する諮問委員



●座長が答申書を提出（平成19年10月25日）

八尾市水道ビジョン策定諮問委員の会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八尾市における今後の水道事業について、その目指すべき将来像を描き、これを実現していくための八尾市水道ビジョンを策定するにあたって、八尾市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が委嘱する八尾市水道ビジョン策定諮問委員（以下「諮問委員」という。）から構成される八尾市水道ビジョン策定諮問委員の会（以下「諮問委員の会」という。）の組織、運営その他諮問委員の会について必要な事項を定めるものとする。

(位置付け及び目的)

第2条 諮問委員の会は、八尾市水道局職員により構成する八尾市水道ビジョン策定ワーキング会議が作成した八尾市水道ビジョンの素案について、次条に定める所掌事項を中心に協議し、検討した上で、八尾市水道ビジョンの策定に関する答申書を管理者に提出することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 諮問委員の会は、管理者の諮問に応じて次に掲げる事項を審議する。

- (1) 八尾市水道事業の現状と将来見通しの分析及び評価に関すること。
- (2) 八尾市水道事業のあるべき将来像の設定に関すること。
- (3) 八尾市水道事業のあるべき将来像を実現していくための目標及び具体的施策の設定に関すること。
- (4) その他八尾市水道ビジョンの策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 諮問委員の会は、諮問委員10人以内で組織する。

2 諮問委員は、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 八尾商工会議所代表
- (3) 自治振興委員会代表
- (4) 八尾地区労働組合協議会代表
- (5) 八尾市女性団体連合会代表
- (6) 平成18年度八尾市水道モニター経験者
- (7) 一般公募による市民

(任期)

第5条 諮問委員の任期は、平成19年6月22日から平成19年11月30日までとする。ただし、補欠の諮問委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第6条 諮問委員の会に座長及び副座長各1人を置き、諮問委員の互選により定める。

- 2 座長は、諮問委員の会を掌理し、会議の円滑な運営に努めるとともに、必要に応じ、管理者に報告を行うものとする。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときまたは座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 諮問委員の会は、座長が招集し、座長がその議長となる。

- 2 諮問委員の会は、諮問委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 諮問委員の会の議事は、出席した諮問委員の過半数をもって決し、可否同数のときは座長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 座長が必要があると認めるときは、諮問委員の会の議事に関係がある者を出席させ、意見若しくは説明を聞き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

- 第9条 諮問委員の会は、公開するものとする。ただし、八尾市公文書公開条例（平成7年八尾市条例第9号）第6条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合または公正かつ円滑な議事運営に著しい支障があると認められる場合は、非公開とする。
- 2 前項に定めるもののほか、諮問委員の会の公開については、会議の公開に関する指針（平成9年11月17日決定。以下「公開指針」という。）の例による。

(報酬)

第10条 諮問委員の報酬の額は、座長及び副座長については会議に出席した日1日につき特別職の職員で非常勤の職員のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八尾市条例第166号）別表中「都市計画審議会会長及び副会長」について定める額とし、その他の委員については同表中「その他の委員」について定める額とする。

(庶務)

第11条 諮問委員の会の庶務は、水道局総務課において行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、諮問委員の会について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月15日から施行する。
- 2 この要綱は、平成19年11月30日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の施行の日以後最初に行われる諮問委員の会または座長及び座長の職務を代理する副座長がともに欠けている場合における諮問委員の会は、第7条第1項の規定にかかわらず、管理者が招集する。

■八尾市水道ビジョン策定に関する諮問書



八水第448号
平成19年6月22日

八尾市水道ビジョン
策定諮問委員の会
座長 久隆浩 様

八尾市水道事業管理者職務代理者
水道局長 植野 俊治



八尾市水道ビジョン策定に関する諮問書

本市水道事業は、昭和14年、旧八尾町、旧龍華町において給水を開始して以来、昭和23年の八尾市誕生及びその後の町村合併による市域拡大や人口急増、産業の発展等に対応するべく、5次にわたる拡張事業を実施し、今日まで70年近くにわたり、お客さまに安全で安心なおいしい水をお届けしてまいりました。

この間、水道事業は、量の確保から質の向上へと大きく転換し、水道水の水質や危機管理に注目が集まるようになりました。

とりわけ平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、多大な尊い命と大都市を一瞬のうちに奪い去ったかわりに、災害対策の重要性など多くの教訓をも残しました。

こうしたことから、本市でも、市民生活に最も重要なライフラインとしての堅牢強固な水道の再構築を目指して、耐震性の高い施設の増強や貯水容量の拡大、耐震管の敷設などを主眼とする第6次拡張事業に着手し、平成15年に事業を完了しました。

一方、水需要自体は、バブル経済崩壊以後の経済停滞や少子高齢化・核家族化の一層の進行、節水行動の進展などにより長期的に減少傾向が続き、いわゆる需給ギャップが徐々に生じる状況となってきております。

しかしながら、上述のように昭和40年から昭和50年前後に建設した水道施設の多くが現在、更新の時期を迎えようとしており、今後多額の費用が発生する見込みであります。

これに先んじて本市水道局では、業務の見直しや電算化等による効率的経営を推進し、人件費の圧縮を始め費用の削減に取り組んでまいりましたが、施設の更新は拡張事業とは異なって直接収益の増加を伴うものではないため、今後、資金等の確保が大きな課題のひとつになることが懸念されております。

更には、水道法改正により水質基準が強化される一方で、今日的な社会潮流として水道事業の広域化や統合を含む様々な経営方法のあり方や地球環境への努力など、水道事業を取巻く経営環境は大きな転換期を迎えております。

こうした状況の中、本市水道事業における中長期のあるべき姿を描き、目標を示す「八尾市水道ビジョン」の素案を現在、策定中であります。

今後とも、水道事業の大原則であります公共福祉の増進とともに、公営企業として経済性をも最大限に発揮しつつ、安全で安心な水道水を安定して供給し続けるために、「八尾市水道ビジョン」の策定にあたり、「八尾市水道ビジョン策定諮問委員」の方々にご意見を伺いたく、ここに諮問するものです。

■八尾市水道ビジョン策定に関する答申書

平成19年10月25日

八尾市水道事業管理者職務代理者
水道局長 植野 俊治 様

八尾市水道ビジョン
策定諮問委員の会
座長 久 隆浩



八尾市水道ビジョン策定に関する答申書

中小企業のまち・八尾市では、給水開始から70年近くが経過し、水道の量的な確保は達成されました。

しかし、今後は、少子高齢化・核家族化の進行などにより、徐々にではあるものの長期的に水道使用量は減少していくものと予想される一方で、多くの水道施設が更新の時期を迎えようとしています。

こうした状況の中、去る平成19年6月22日、当諮問委員の会は、八尾市水道事業管理者の職務代理を務める水道局長から、現在水道局で素案を策定中である八尾市水道ビジョンについての意見を諮問されました。

当諮問委員の会では、水道事業の歴史や取組み、現状と事業見通しを学んだうえで、その課題を見つめ、中長期における将来展望やあるべき姿について、真剣にかつ活発に議論を重ねてきました。

その結果、今後の水道事業の運営にあっては、積極的に情報公開を行い、使用者とともに協働を進めていく中で、事業の推進を図り、市民生活に最も重要なライフラインとして、今後も永く安定的な経営を堅持していくことが大変重要であるとの結論を得ました。

「八尾市水道ビジョン」の策定にあたっては、当諮問委員の会の意見を十分に活かし、今後も、安全で安心な水道水の安定供給に努められるよう、ここに答申するものです。



■八尾市水道ビジョン策定に関する答申書から抜粋

おわりに

これまで見てきたように、少子高齢化・核家族化の一層の進行や節水行動の進展による水道使用量の減少、地震対策を含めた水道施設の更新時期の到来に加え、経営のあり方をめぐる動きなど、水道事業を取り巻く社会環境は大きく変化してきている。

国では既にいくつか民営化の事例があるが、本来、公共サービスは、利潤の追求とは相容れないところがあり、利潤は上がらないが社会的に必要とされ、社会的責任においてやらなければいけない部分については、公が受け持っているものである。

水道事業は、市民生活や都市活動の根幹をなす重要なライフラインの一つであり、公共福祉の増進のため、安全で安心な水を安定的に供給するという使命を帯びている。従って、効率化を急ぐあまり、そのサービスや安全性が低下するなどの事態は、決して惹き起こしてはならない。

その意味からも水道局職員には、今一度、水道事業の重要性や公が負うべき責任の重さについて、認識を新たにされることを望みたい。

最後に、今回の「八尾市水道ビジョン策定諮問委員の会」では、市町村経営を前提として八尾市水道事業のあるべき将来像や目指すべき方向について活発に議論が交わされ、その結果、会として一定意見を集約し、本日、答申の運びに至ったことは大変有意義であった。

水道局にあっては、今後、更なる市民生活の向上や経済活動の発展に寄与するよう、本答申を真摯に受け止め、その趣旨を十分に八尾市水道ビジョンの策定に活かされるとともに、相互の良好な関係作りに向けて、水道局の大いなる努力を期待したい。

また、八尾市水道ビジョンを着実に実行するために、経営課題や戦略の研究等をしっかりと行うことができる組織体制を整備し、持続的な健全経営を確保していくことを切に願うものである。

5 市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施

市民意見提出制度（パブリックコメント）とは、「^{*}八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」第12条の規定に基づき、八尾市の基本的な政策等の策定に際し、市民参画を推進する手段の一つとして、広く市民の意見を求める制度です。

※八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例より抜粋

（市民意見提出制度）

第12条 市は、基本的な政策等を立案するときは、事前にその案を公表し、市民の意見を求めるものとする。

2 市は、前項の規定による意見に対する考え方を公表するものとする。

3 市は、前2項の規定の実施に当たり、範囲、方法その他の必要な事項を別に定めるものとする。

(1) 提出方法別の提出人数と意見の件数

提出方法	提出人数(人)	意見件数(件)
電子メール	0	0
直接持参	0	0
郵便	1	1
合計	1	1

(2) 意見募集期間：平成19年12月20日～平成20年1月10日

(3) 意見の概要と市（水道局）の考え方

意見のうちの①

	関連する水道ビジョンの基本方針と施策	意見の要約
意見の概要	1 災害や危機管理に強い安全な水道	地震等の災害に備えて、老朽化しつつある高安受水場（ポンプ棟等）や各配水施設、また拠点となる中央監視室（八尾市水道局内）等の更新（耐震化）を早急に進めるべきである。
	1-1 適切な受水・配水施設の更新計画	意見の理由 八尾市は、「東南海・南海地震防災対策地域」に指定されているため、災害や危機管理に強い安全な水道施設・体制について強化する必要がある。
（水道局）の考え方	意見のとおり、高安受水場の送水ポンプ棟や受水池等をはじめ、多くの受水・配水施設が老朽化しつつあります。また、発生が危惧される東南海・南海地震をはじめとする大規模地震災害を想定し、被害を最小限にとどめられるよう備えていくことが必要と考えています。水道ビジョンでは、健全財政の維持に努めながら、各水道施設の更新（耐震化）計画を早急に立案し、効率的に事業の実施を図ることとしています。	

意見のうちの②

	関連する水道ビジョンの基本方針と施策	意見の要約
意見の概要	3 健全経営を保ち続ける水道	八尾市では、使用水量が多くなるほど単価が割高となる水道料金の逦増制を採用しているが、その逦増度を緩和するべきである。また、その際には、使用者が水道事業の経営状況をよく理解できるように、わかりやすい情報公開を行うとともに、市民生活への影響を考慮しながら行うべきである。
	3-1 収益力の強化 （ア）水道料金の逦増度の緩和	意見の理由 最低単価と最高単価の差が大き過ぎるために、料金が割安となっている一般家庭の占める割合が増加していくと予想され、現行のままでは水道料金収入が減少していく。また、水道施設の更新（耐震化）も行っていかなければならないので、これらの要因もたらす財政への影響を考慮すると、逦増度の緩和が必要と考えられる。
（水道局）の考え方	水道料金収入の減少と施設更新（耐震化）にかかる費用が財政にもたらす影響については、意見のとおりです。逦増度の緩和にあたっては、情報公開や市民生活への影響に十分に留意していきたいと考えています。	